

令和5年 第2回臨時会提出案件

2 臨報告第1号 専決処分事項について

- (1) 田辺市税条例の一部を改正する条例
- (2) 田辺市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 田辺市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (4) 令和4年度田辺市一般会計補正予算(第13号)

2 臨報告第2号 田辺市水道事業会計予算の繰越しについて

令和4年度田辺市水道事業会計予算の繰越し 建設改良費 480,969,900円、営業費用 12,516,900円

2 臨議案第1号 令和5年度田辺市一般会計補正予算(第2号)

○ 補正予算額 982,250千円 【 現計予算額 48,916,200千円 補正後予算額 49,898,450千円 】

2 臨議案第 1 号 「令和 5 年度田辺市一般会計補正予算（第 2 号）」の内容

現計予算額 48,916,200千円
補正予算額 982,250千円
補正後予算額 49,898,450千円

■補正予算の内容

1. 物価高騰対策（国庫補助事業）

事業名	事業内容	事業費	財源内訳			
			国庫補助金	一般財源		
子育て世帯生活支援特別給付金 〔児童措置費〕 【市民課】	食料品価格等の物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯の生活を支援するため、給付金を給付する。 ■給付額 児童 1 人当たり 5 万円 ■支給対象者及び支給スケジュール	134,450	134,450	0		
	支給対象者及び対象児童数（見込み）				支給スケジュール（予定）	
	ひとり親世帯 対象児童数 1,460人				① R5年3月分の児童扶養手当受給者	議決後速やかに支給通知を発送 5月末頃に口座振込により支給 【申請不要】
					② 公的年金等を受給し、R5年3月分の児童扶養手当を受給していない者	対象者からの申請の後、随時支給
					③ 家計急変により児童扶養手当受給水準となった者	
	その他子育て世帯 対象児童数 1,140人				① R4年度の子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者	議決後速やかに支給通知を発送 5月末頃に口座振込により支給 【申請不要】
② ①以外で、児童手当又は特別児童扶養手当を受給する者及び対象児童を養育する者のうち、R5年度の住民税均等割が非課税の者		対象者からの申請の後、7月上旬から随時支給				
③ 家計急変により住民税均等割が非課税水準となった者		対象者からの申請の後、随時支給				
(対象児童数 計 2,600人)						
■補正予算 134,450千円（給付金 130,000千円、事務費 4,450千円）						

2. 物価高騰対策（地方創生臨時交付金事業）

単位：千円

事業名	事業内容	事業費	財源内訳	
			臨時交付金	一般財源
市民生活応援商品券事業 【市民生活応援商品券事業費】 【総務課】	食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の生活を応援するため、全市民を対象に市内の商店等で利用できる商品券を配布する。 ■対象者 R5年6月1日現在で住民基本台帳に記録されている者（約69,500人） ■商品券 市民1人当たり5,000円分 ■配布期間 R5年9月中旬から個人宛てに順次配布 ■利用期間 R5年9月中旬からR6年1月31日まで ■補正予算 425,000千円	425,000	301,114	123,886
住民税非課税世帯等支援金 【社会福祉総務費】 【福祉課】	食料品価格等の物価高騰の影響を受けている低所得世帯（住民税非課税世帯等）の生活を支援するため、支援金を給付する。 ■対象 ①住民税非課税世帯 基準日（R5年6月1日）に本市に住民登録があり、世帯全員のR5年度の住民税均等割が非課税である世帯 ②家計急変世帯 R5年1月以降、予期しない影響により、世帯全員の収入が減少し非課税相当となる世帯 ■支給額 1世帯当たり3万円 ■対象世帯 13,000世帯（①12,900世帯、②100世帯） ■支給時期 ①7月中旬から下旬に支給要件確認書を送付、7月下旬から随時口座振込により支給【プッシュ型】 ②8月上旬から申請書の受付を開始【要申請】 ※確認書及び申請書の提出期限 R5年9月30日 ■補正予算 410,000千円（支援金 390,000千円、事務費 20,000千円）	410,000	407,000	3,000
計		835,000	708,114	126,886

■地方創生臨時交付金配分額について

配分額 558,826千円

- 【内訳】・通常交付分 301,114千円 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定
 ・低所得世帯支援枠 257,712千円 R3年度の住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給世帯数を基礎として算定（概算分として70%の配分）
 ※交付限度額については、R5年12月時点の非課税世帯数を基に算定し通知される予定

3. その他事業（国庫補助事業）

事業名	事業内容	事業費	財源内訳	
			国庫補助金	一般財源
マイナポイント申請支援事業 【戸籍住民基本台帳費】 【市民課】	<p>国のマイナポイント事業に係る申請期限が延長されたことから、窓口の混雑緩和を図るため、申請支援業務を民間事業者 に委託する。</p> <p>【マイナポイント申請期限】 （変更前）R5年5月31日まで → （変更後）R5年9月30日まで ※マイナポイント申請対象者は、R5年2月28日までにマイナンバーカードの交付申請を行った者</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設置場所 市役所本庁2階市民ロビー（申請支援窓口3ブース） ■設置期間 R5年6月1日から9月30日まで ■支援内容 マイナポイント申込手続きの説明及びスマートフォン等の端末操作補助 健康保険証利用登録及び公金受取口座登録支援ほか ■補正予算 12,800千円（委託料） 	12,800	12,800	0